平成２７年度第１回
袖ケ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時　平成２７年６月２６日（金）
　　午後２時から
場所　市役所旧館３階大会議室

１　開　会

２　委嘱状交付

３　市長挨拶

４　出席者紹介

５　委員長及び副委員長の選出

６　議　題

（１）子ども・子育て支援施策について

（２）その他

７　閉　会

資料１

これまでの国の少子化対策の取り組み

（内閣府　平成２６年版少子化社会対策白書より抜粋）

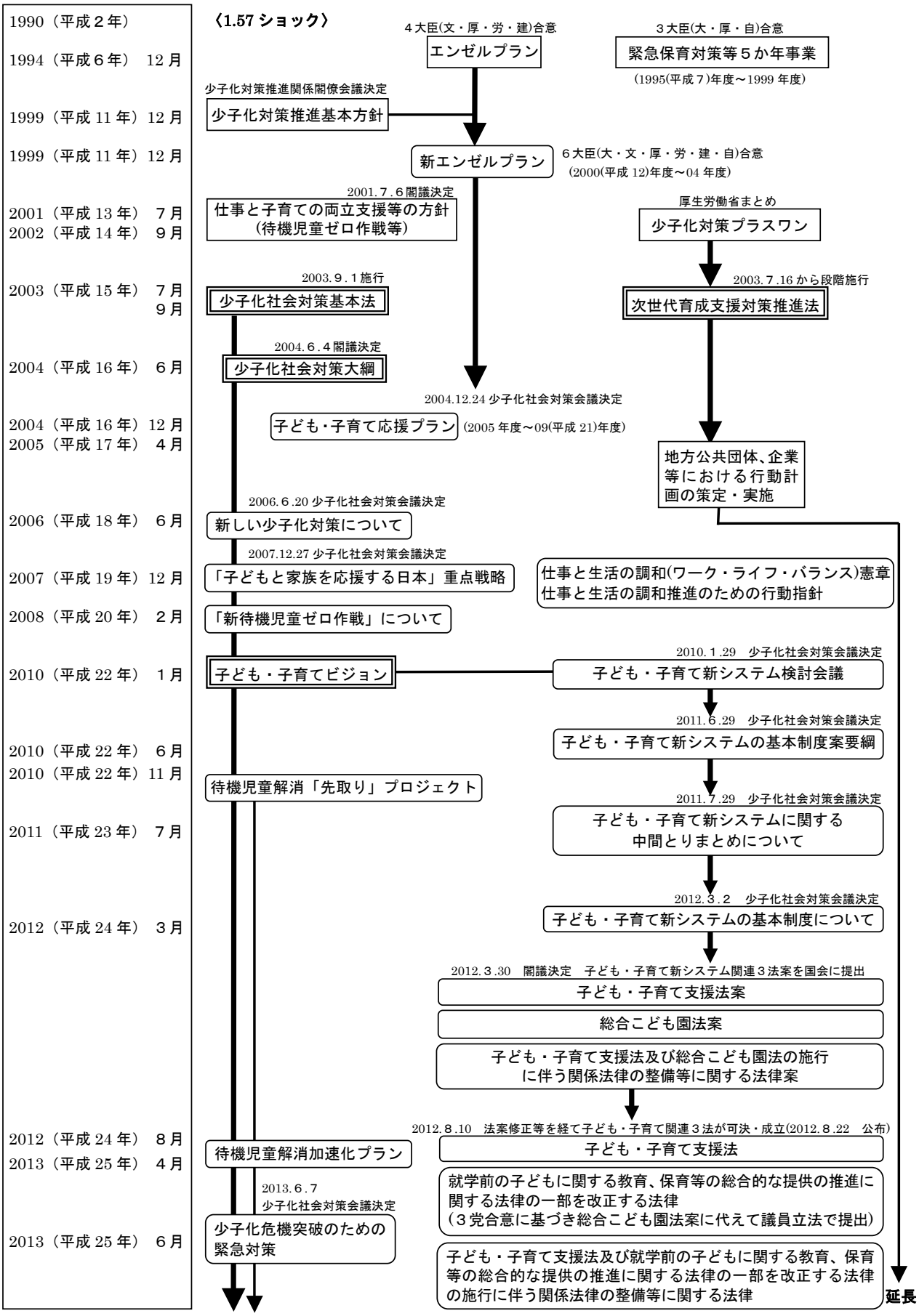

資料２

袖ケ浦市子育て応援プラン
概要版

［次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画］

平成 27 年３月

袖ケ浦市

○計画策定にあたって

■計画策定の趣旨

国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援を重点的に推進するため、平成１５年７月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、自治体においては、平成１７年３月に策定した「次世代育成支援行動計画」に引き続き、次の５年間を対象とする「次世代育成支援後期行動計画」の策定が求められ、本市でも、平成２２年３月、『袖ケ浦市次世代育成支援後期行動計画』を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

子育てをめぐっては、家庭や地域の“子育て力”の低下など様々な課題が指摘され、平成２４年８月には、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連３法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。新制度は、子育てに関わる課題の解決に向けて様々な取り組みを進めていくことを念頭に置き、市町村は、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

このようなことから、「袖ケ浦市子ども・子育て支援事業計画」及び施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施するために、任意策定とされた「袖ケ浦市次世代育成支援行動計画」を策定したものです。

■計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」により５年を一期として策定するものとされています。本計画の計画期間は、平成２７年度から平成３１年度までの５年間とします。

平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度	平成３５年度	平成３６年度
今 回 計 画									
					次 期 計 画				

■計画の位置づけ

本計画を袖ケ浦市におけるあらゆる子育ての行政施策の中心とするものとして『子育て応援プラン「袖ケ浦市次世代育成支援後期行動計画」』の後継計画として位置づけます。

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」は法律により策定が必須のものとなっていますが、子ども・子育て支援法が示す範囲としては十分に子ども・子育て分野をカバーできないこと、また、すでに前計画時より各事業の推進に対する評価による改善等がなされていることなどから、次世代育成支援行動計画についても同計画に内包するものとします。

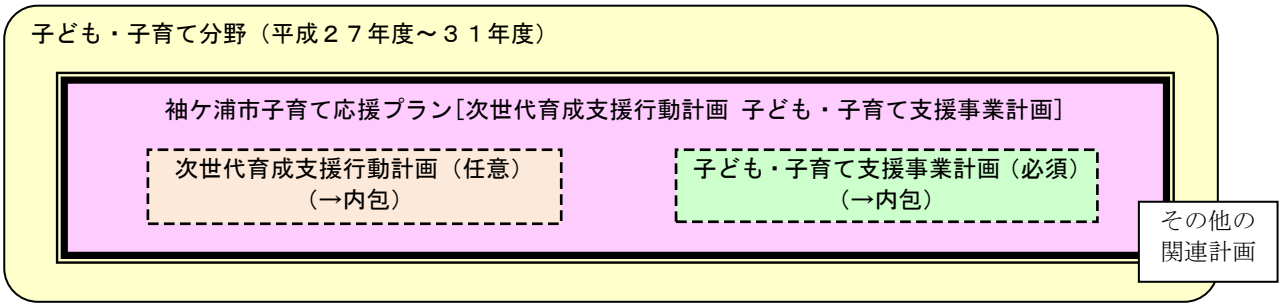

○袖ケ浦市の現況

■ 人口推移と今後の推計

年齢区分（単位：人）	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
０歳	503	467	459	461	459	457
１～２歳	1,044	1,103	1,044	1,019	1,012	1,007
３～５歳	1,669	1,606	1,673	1,699	1,737	1,682
６～１１歳	3,412	3,414	3,396	3,483	3,531	3,569
１２～１４歳	1,840	1,839	1,780	1,785	1,719	1,774
１５～１７歳	1,877	1,843	1,856	1,889	1,903	1,859
１８～６４歳	37,343	36,817	36,401	36,598	36,520	36,557
６５歳以上	14,207	14,898	15,439	16,143	16,705	17,152
合　計	61,895	61,987	62,048	63,077	63,586	64,057

袖ケ浦市の人口は、６万人を超えたあたりで推移を続けています。今後の推計においては昭和地区の袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業に伴う社会増を見込み、平成３１年度には６４，０５７人となることが予想されます。

６５歳以上の人口は今後も増加が見込まれ、平成３１年度の推計では１７，１５２人と市の人口の約２６．８％を占めることが見込まれている一方、１７歳以下の人口は社会増の見込みをあわせても、１万人を超えたあたりで推移することが見込まれます。

■合計特殊出生率と出生数の推移

	平成２０年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年
全　国　・合計特殊出生率	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
千葉県　・合計特殊出生率	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33
袖ケ浦市・合計特殊出生率	1.40	1.37	1.38	1.33	1.46	1.45
袖ケ浦市・出生数（人）	541	517	482	475	503	505

合計特殊出生率の推移を見ると、千葉県は国全体より低い傾向が続いていますが、袖ケ浦市では年によるばらつきは大きいものの、千葉県全体よりも高い傾向が続いており、概ね国の平均に近い値となっています。

○次世代育成支援行動計画

■これまでの子ども・子育て分野での市の取り組み

前計画である「次世代育成支援後期行動計画」においては、毎年、事業の推進状況を評価し、袖ケ浦市次世代育成支援対策地域協議会での協議を経て、市民に公表してまいりました。

現時点で最新の評価である、平成２５年度の事業の推進状況の評価については、次世代育成支援行動計画に掲げられた全１１５事業のうち、Ａである「計画を上回って進んだ」は３事業、ＢまたはＣである「計画どおり」または「概ね計画どおり」は１１１事業の結果となりました。

■施策の体系（★は子ども・子育て支援事業計画）

【基本理念】「自立と協働」
－子どもとその家庭、それを支える地域の人々の笑顔のかがやくまちをめざして－

＜基本方針＞
（1）結婚・出産・子育てが、持続可能な社会実現のため重要な価値を持つものであることを、地域住民が共通して認識するまちを目指します。
（2）家庭・地域・行政が一体で少子化対策に取り組み、活力ある地域社会を目指します。
（3）子育て、子育ち環境のさらなる向上に努めます。
（4）子どもと親がともに育ちあう場の充実に努めます。
（5）子どもの人権を尊重し、子どもの幸せを第一に考えます。
（6）利用者の視点に立った子育て情報の提供を行い、相談に応じます。
（7）子育てが終わった後も住み続けたいと思える、トータルバランスの優れたまちを目指します。

＜計画の重点事業＞
（1）地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供と保育所待機児童の解消
（2）認定こども園化の推進
（3）放課後児童クラブの適正化
（4）子ども・子育て家庭の交流の場、協働の場の充実
（5）子育て情報提供の充実と相談機能強化
（6）子育て支援ネットワークの推進
（7）家庭・地域の教育力の向上

【基本目標Ⅰ】地域における子育ての支援

1　地域における子育て支援サービスの充実
★放課後児童クラブの環境改善　ひらかわ健康福祉支援室管理運営事業
子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実　★ファミリー・サポート・センター事業
中学生までの子どもの医療費助成　★病後児保育　★病児保育　★一時預かり事業等　★地域子育て支援拠点事業
★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）　すきすき絵本タイム事業
★放課後児童健全育成事業　★幼稚園における預かり保育　★幼稚園関係施策　各種相談

2　保育サービスの充実
★待機児童解消のための保育所等の整備　★待機児童解消のための地域型保育事業の推進　★通常保育　★延長保育
★障がい児保育　★市立保育所、市立幼稚園の幼保連携の推進　★認定こども園化の推進　★私立保育園の支援
★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化

3　子育て支援ネットワークづくり
地域子育て支援ネットワークの推進　青少年育成袖ケ浦市民会議・地区住民会議
【再掲】子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実　【再掲】★ファミリー・サポート・センター事業

4　子どもの健全育成
青少年健全育成団体への支援　放課後子供教室推進事業　★保育所（園）の園庭開放　子どもの遊び場の適正管理等
保育所（園）地域活動事業　青少年教育推進事業　学校体育施設開放事業　子育て支援ボランティア・ＮＰＯへの支援
総合型地域スポーツクラブ活性化事業　【再掲】★放課後児童クラブの環境改善　【再掲】★放課後児童健全育成事業

【基本目標Ⅱ】母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

1　切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
妊娠・出産に関する安全性と快適な環境づくりの推進　妊産婦及び新生児の健康への支援
乳幼児の生活習慣の確立と生活習慣病予防の支援　乳幼児の事故防止対策に関する啓発の強化
予防接種の接種率向上

2　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
性に関する正しい知識の啓発･指導　未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等　学校教育と関係機関の連携強化

3　食育等の推進
乳幼児の生活習慣の確立への支援強化　栄養・食生活に関する情報発信、学習や相談の場の提供　食環境の整備推進
学童・思春期の生活習慣病予防の支援

4　子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
地域での身近な子育て支援　【再掲】地域子育て支援ネットワークの推進

【基本目標Ⅲ】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

１　次代の親の育成
家庭教育総合推進事業　福祉教育

２　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
国際理解教育推進事業　情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業　小中学校基礎学力向上支援教員配置事業
心の相談事業　スクールカウンセラー活用事業　学校音楽鑑賞教室の開催
読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業　学校評議員制度推進
スポーツ・レクリエーションの組織充実・連携、指導者養成等　小中学校体験活動推進事業

３　家庭や地域の教育力の向上
子どもを育む学校・家庭・地域連携事業　ねがたオープンキャンパス（ねこまろ）　【再掲】家庭教育総合推進事業
【再掲】福祉教育　【再掲】★放課後児童クラブの環境改善　【再掲】★放課後児童健全育成事業
【再掲】放課後子供教室推進事業

４　子どもを取り巻く有害環境対策の推進
【再掲】情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業

【基本目標Ⅳ】子育てを支援する生活環境の整備

１　安全な道路交通環境の整備
あんしん歩行エリアの整備　安全な道路交通環境の整備　「市交通バリアフリー基本構想」での重点整備地区の整備

２　安心して外出できる環境の整備
公園・児童遊園の整備　【再掲】「市交通バリアフリー基本構想」での重点整備地区の整備

【基本目標Ⅴ】職業生活と家庭生活との両立の支援

１　仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等
ワークライフバランスの環境改善に向けた啓発活動　男女共同参画推進事業
袖ケ浦市役所の特定事業主行動計画策定と運用

２　仕事と子育ての両立の推進
【再掲】★放課後児童クラブの環境改善　【再掲】★病後児保育　【再掲】★病児保育　【再掲】★一時預かり事業等
【再掲】★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）　【再掲】★放課後児童健全育成事業
【再掲】★幼稚園における預かり保育　【再掲】★待機児童解消のための保育所等の整備
【再掲】★待機児童解消のための地域型保育事業の推進　【再掲】★通常保育　【再掲】★延長保育
【再掲】★障がい児保育　【再掲】★市立保育所、市立幼稚園の幼保連携の推進　【再掲】★認定こども園化の推進
【再掲】★私立保育園の支援

【基本目標Ⅵ】子どもの安全の確保

１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進
交通安全教育指導事業　交通安全啓発事業

２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
自主防災活動　不審者情報の提供　防犯・交通安全ボランティアへの支援　各種パトロール　各種防犯講習・啓発
小中学校における児童生徒の防犯講習会・啓発　子ども１１０番連絡所　小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助

３　被害にあった子どもの支援の推進
被害にあった子どもに対する相談体制の強化　【再掲】心の相談事業　【再掲】スクールカウンセラー活用事業

【基本目標Ⅶ】要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

１　児童虐待防止対策の充実
市児童福祉支援対策地域協議会の充実　児童虐待に対する相談の充実
児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化　児童虐待防止マニュアルの活用と関係機関における運用の徹底
民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止

２　母子家庭等の自立支援の推進
母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談　ひとり親家庭等医療費等の助成
母子・父子・寡婦福祉資金・母子及び寡婦生活援護資金の貸付　要保護・準要保護児童生徒に援助費の支給
母子生活支援施設への入所

３　障がい児施策の充実
療育支援　放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ　通級による指導　特別支援教員活用事業
重度心身障がい者（児）医療費等の支給　障がい児在宅福祉サービスの提供
心身障がい児の更生施設、療護施設への入所　特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議　巡回相談員の派遣
【再掲】障がい児保育

○子ども・子育て支援事業計画

■子ども・子育てニーズ調査

「子ども・子育て支援事業計画」の策定に必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

ニーズ調査は、平成２５年１１月から１２月にかけて、市内の就学前児童のいる世帯２，０００世帯を対象に実施しました。調査票は郵送で配布し、１，１０８世帯分回収しました。回収率は、５５．４％でした。

【主な調査結果】

- 日常的に子どもをみてもらえる家庭は３割程度となっていますが、日常的、もしくは緊急時に子どもをみてもらえない家庭が１割を超えています。
- 平日の定期的な教育・保育の利用希望は、幼稚園と認可保育所が依然大きくなっていますが、幼稚園の預かり保育や認定こども園、事業所内保育施設など多様なニーズがみられます。
- 保育所の園庭解放や母親（父親）学級、各種相談事業などの子育て支援事業の認知度は比較的高いですが、利用状況は、事業によってばらつきがあるため、周知・情報提供が必要です。
- 病後児保育は実施しているものの、子どもの病気やケガの際は母親などが仕事を休んで対応していることも多く、病児保育の検討も必要とされています。
- 一時保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事、不定期の就労など目的は多様です。幼稚園や保育所等での預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が必要です。
- 放課後の過ごし方の意向は成長段階により異なっていますが、放課後児童クラブの質の充実など地域の居場所として子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。
- 育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、低年齢児の保育受入れ体制の整備とともに、企業等における子育て支援制度の充実や職場の意識啓発が必要となっています。

■教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされました。本計画においては、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育の施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」をあわせて「平川地区」とし、全体で４地区として設定します。

◇袖ケ浦市の教育・保育提供区域

【小学校区】	➜	【前計画（５地区）】	➜	【本計画（４地区）】
昭　和小学校区	→	昭和地区	→	昭和地区
奈良輪小学校区	→			
蔵　波小学校区	→	長浦地区	→	長浦地区
長　浦小学校区	→			
根　形小学校区	→	根形地区	→	根形地区
平　岡小学校区	→	平岡地区	→	平川地区
中　川小学校区	→	中川・富岡地区	→	

■子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

子ども・子育て支援事業計画では以下のサービスについて「量の見込み」を行いました。

国で定める対象事業		市で該当する事業
■教育・保育の量の見込み		
教育標準時間認定	１号認定	幼稚園（認定こども園）
保育認定①（※）	２号認定	幼稚園（認定こども園）
保育認定②		保育所（園）（認定こども園）
保育認定③	３号認定	保育所（園）（認定こども園）、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業		
時間外保育事業		延長保育事業
放課後児童健全育成事業		放課後児童クラブ
子育て短期支援事業		ショートステイ（トワイライトステイ）
地域子育て支援拠点事業		子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり		幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業 ・その他		保育所（園）で実施している「一時的保育」・「休日保育」、「ファミリー・サポート・センター」のうち５歳以下の利用
病児保育事業		病後児保育「マミー」
子育て援助活動支援事業		「ファミリー・サポート・センター」（小学生以上）
利用者支援事業		利用者支援事業
妊婦に対する健康診査		妊婦健康診査
乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等		乳幼児家庭全戸訪問事業

（※幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるもの）

この「量の見込み」の算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」が示されており、市においても平成２５年度にニーズ調査を実施しており、その結果から、この手引きに準じて算出いたしました。

なお、これらの方法から、算出されたニーズ量が非常に大きくなっていると思われる算出項目もあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の確保を行います。

◇袖ケ浦市におけるニーズ量の見込み

【平成２７年度】

単位：人

年齢	０歳	１～２歳	３～５歳		
認定	３号認定		２号認定		１号認定
推計児童数	467	1,103	1,606		
ニーズ量（Ａ）	45	567	597	158	580
確保方策合計（Ｂ）	49	344	641		960
差　（Ｂ－Ａ）	4	△223	44		222

【平成３１年度】

単位：人

年齢	０歳	１～２歳	３～５歳		
認定	３号認定		２号認定		１号認定
推計児童数	457	1,007	1,682		
ニーズ量（Ａ）	45	517	625	163	607
確保方策合計（Ｂ）	55	496	720		960
差　（Ｂ－Ａ）	10	△21	95		190

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業と概要	確保方策
（１）時間外保育事業 保育所の時間外に預かるサービスです。無料で実施している「時間外保育事業」と有料で実施している「延長保育事業」があります。	今後のニーズに対応するため、施設の整備・開設を見込んでいることから、これにあわせて事業を実施します。
（２）放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブは、放課後、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。	平成２９年度以降は環境改善を要するクラブの施設整備を見込むとともに、類似事業である「放課後子ども教室」の利用案内も行います。
（３）子育て短期支援事業 家庭での養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等で行う、「ショートステイ」や「トワイライトステイ」と呼ばれるサービスです。	平成２６年度から実施しています。各年度ごとの利用状況を見ながら適切に施策を実施します。
（４）地域子育て支援拠点事業 私立保育園への委託による「子育て支援センター」や市立保育所で「なかよし広場」を実施します。	平成２６年４月に「そでがうらこども館」を開設し、拠点施設を増やしました。平川地区の子育て支援センターの設置について今後検討します。
（５）一時預かり事業 **（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）** 保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を実施します。（※私立幼稚園２箇所のみにて実施）	現在預かり保育を実施していない幼稚園が事業を進めるにあたっては、各幼稚園の保護者に意向調査を実施し、ニーズに応じて事業の検討を行います。
（６）一時預かり事業（その他の一時預かり） 保育所で実施している「一時預かり保育」や「休日保育」、登録会員が利用できる「ファミリー・サポート・センター」です。	今後のニーズに対応するため、施設の整備・開設を見込んでいることから、これにあわせて事業を実施します。
（７）病児保育事業 病気等の回復期にある児童が、保護者の勤務等の都合で育児を行うことが困難な場合に病後児保育を実施します。	今後のニーズに対応するため、施設の整備・開設を見込んでいることから、これにあわせて事業を実施するとともに、病児保育の実施に向けても検討します。
（８）利用者支援事業 子育てに関する事業等の情報提供及び相談・助言等を実施します。	平成２６年度から実施しています。平成２８年度から「そでがうらこども館」での実施を見込むなど、今後も利用状況を見ながら適切に事業を実施します。
（９）妊婦に対する健康診査 安心して妊娠・出産できる環境を整えるため、妊婦に対し健康診査や保健指導を実施します。	平成２７年度にひらかわ健康福祉支援室を開設することから、全数の保健指導を目指し、定期的な妊婦健診の啓発を行います。
（１０）乳児家庭全戸訪問事業 生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。	新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うため、新生児訪問とあわせて、対象者全数の訪問を行います。

○計画の推進について

次世代育成支援行動計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検し、その結果を基に、ＰＤＣＡサイクルで、より効率的で効果的な施策の推進を目指します。また、各年度における計画の進捗状況の把握・点検を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させるため、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ケ浦市子ども・子育て支援会議」により本計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行い、子育て支援についての問題提起・提案を行っていきます。

袖ケ浦市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画　子ども・子育て支援事業計画）　概要版

発　行　　平成２７年３月　　企画・編集　　袖ケ浦市　福祉部　子育て支援課
〒２９９－０２９２　千葉県袖ケ浦市坂戸市場１番地１
電話　０４３８－６２－２１１１（代表）

この概要版は、再生紙を使用しています。

資料３

市と地域の状況（袖ケ浦市子育て応援プランより抜粋、一部修正）

袖ケ浦市は、東京湾沿い、千葉県のほぼ中央に位置し、羽を拡げた蝶のような形をしています。東部は市原市、西部は木更津市に接し、北部は鋸の歯のような形状で東京湾に臨んでいます。

本市の地域福祉計画をはじめとする多くの計画においては、市内を５地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区）に分けて施策の展開を行うことがありますが、袖ケ浦市子育て応援プランでは、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育の施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、全体を４地区として設定します。

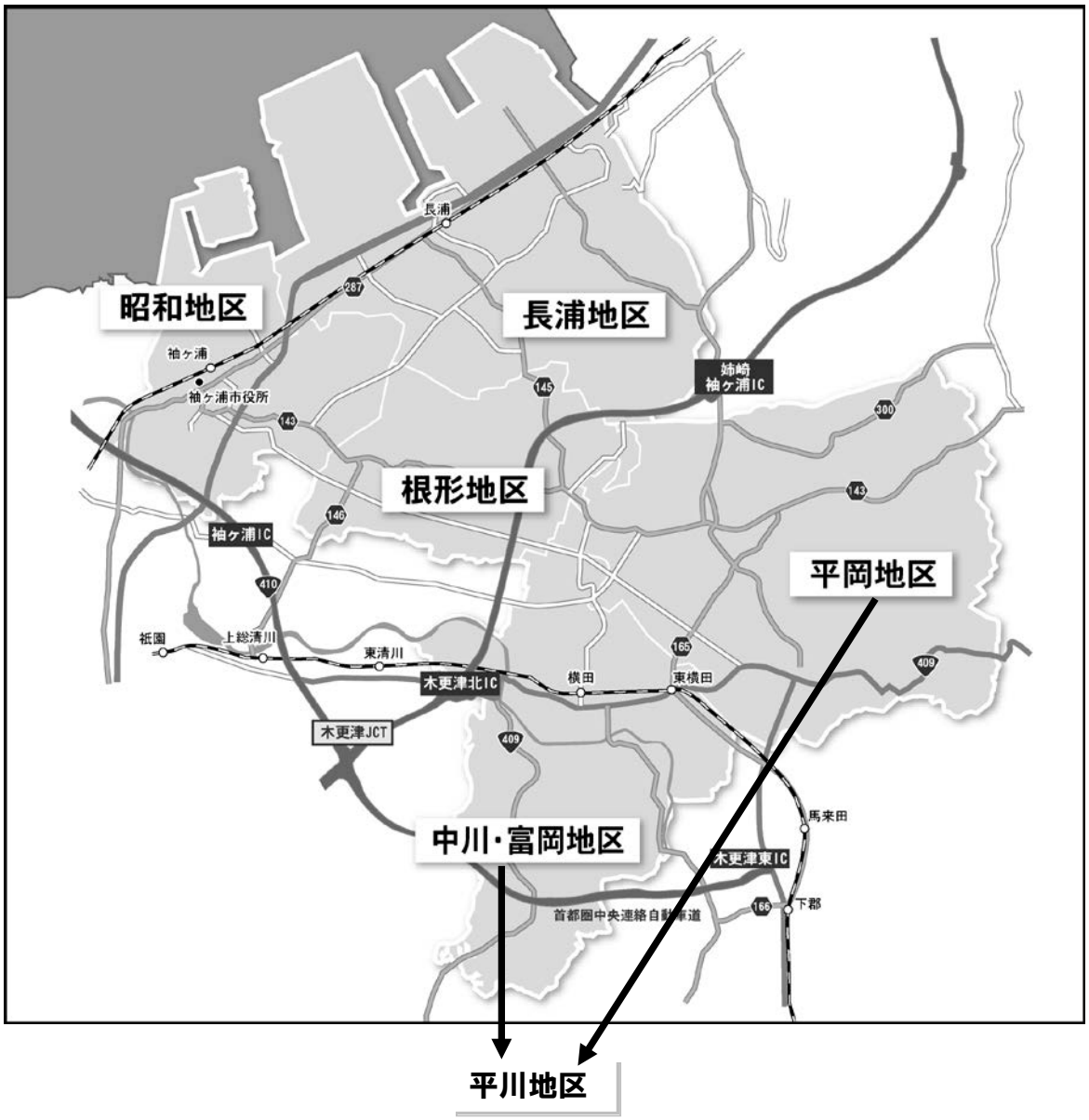

（１）昭和地区

	平成２６年度	地区人口の構成比	全市に占める割合	平成２１年度	※
人口（人）	16,168	100.0%	26.4%	15,083	1,085
０～14 歳	2,551	15.8%	30.2%	2,332	219
内、０～５歳	1,091	6.7%	34.1%	926	165
15～64 歳	10,265	63.5%	26.5%	10,068	197
65 歳以上	3,352	20.7%	23.6%	2,683	669
世帯数／１世帯当たり人口	6,509	（2.5 人）	26.2%	5,846	663

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。　資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

①地区の概況

昭和地区は、昭和４０年代からの福王台土地区画整理事業等により宅地造成が進み、福王台や神納地区などの人口が増加しています。また、袖ケ浦駅海側などにおいても、今後土地区画整理事業等による宅地化や人口の増加が見込まれます。袖ケ浦バスターミナルは川崎・横浜・羽田・品川・新宿方面の高速バスが運行し、袖ケ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

地区内には、市民会館や総合運動場、中央図書館、海浜公園等の全市的施設が所在し、イベント時には活況を呈しています。また、平成２６年４月には、子育て親子の交流の場として「そでがうらこども館」を開設し、大勢の親子連れが利用しています。

②施設の状況

＜児童関連施設＞

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	2	小学校	2
幼稚園	1	中学校	1
家庭的保育	1	放課後児童クラブ	5
高等学校	1	子どもの遊び場	2
地域子育て支援拠点施設 （そでがうらこども館） ※子育て支援センター含む	1	子育て支援センター （私立保育園内）	1
ファミリー・サポート・センター	1		

＜文化・スポーツ等の施設＞

名称	設置数	名称	設置数
市民会館	1	中央図書館	1
総合教育センター	1	スポーツ施設	1
海浜公園（県）	1		

（２）長浦地区

		平成２６年度	地区人口の構成比	全市に占める割合	平成２１年度	※
人口（人）		26,923	100.0%	43.9%	26,333	590
	0～14 歳	3,995	14.8%	47.4%	4,098	▲ 103
	内、0～5歳	1,473	5.5%	46.1%	1,530	▲ 57
	15～64 歳	17,381	64.6%	44.9%	18,052	▲ 671
	65 歳以上	5,547	20.6%	39.1%	4,183	1,364
世帯数／１世帯当たり人口		11,403	（2.4 人）	45.9%	10,694	709

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。　資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

①地区の概況

昭和４０年代からの蔵波台・長浦駅前の土地区画整理事業の進展により、市全体の約４４％と最も人口の多い地域です。代宿神納線沿いで沿道型店舗が立地するほか、長浦駅前線も駅前の大型スーパーなどの商業集積が進んでいます。

地区内には蔵波小学校と長浦小学校の２小学校があり、長浦公民館・運動広場、長浦おかのうえ図書館、臨海スポーツセンター等の文化・スポーツ施設など充実し、代宿地区には市内で唯一の児童館があります。

放課後児童クラブのニーズが高く、クラブの大規模化を解消するために、平成２６年４月に長浦小学校区に「長浦第二放課後児童クラブ」を開設しました。

②施設の状況

＜児童関連施設＞

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	3	小学校	2
幼稚園	2	中学校	2
事業所内保育施設	3	放課後児童クラブ	5
児童館	1	子育て支援センター（私立保育園内）	2
子どもの遊び場	5		

＜文化・スポーツ等の施設＞

名称	設置数	名称	設置数
臨海スポーツセンター	1	長浦公民館	1
長浦おかのうえ図書館	1	今井野球場	1
運動広場	2		

（３）根形地区

	平成２６年度	地区人口の構成比	全市に占める割合	平成２１年度	※
人口（人）	6,086	100.0%	9.9%	6,097	▲ 11
0～14 歳	663	10.9%	7.9%	711	▲ 48
内、0～5歳	247	4.1%	7.7%	231	16
15～64 歳	3,950	64.9%	10.2%	4,181	▲ 231
65 歳以上	1,473	24.2%	10.4%	1,205	268
世帯数／１世帯当たり人口	2,312	（2.6 人）	9.3%	2,180	132

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。　資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

①地区の概況

飯富地区周辺と県道南総昭和線沿いに人口が集中していましたが、「のぞみ野団地」の分譲により、この地区の人口の約５５％を占めるようになりました。地区内には、袖ケ浦公園や郷土博物館、老人福祉会館、健康づくり支援センターなど全市的な施設が整備され、袖ケ浦公園に隣接して開設した農畜産物直売所「ゆりの里」も盛況です。

②施設の状況

＜児童関連施設＞

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所	1	小学校	1
中学校	1	放課後児童クラブ	1
子どもの遊び場	5		

＜文化・スポーツ等の施設＞

名称	設置数	名称	設置数
袖ケ浦公園	1	郷土博物館	1
アクアラインなるほど館	1	健康づくり支援センター	1
老人福祉会館	1	根形公民館・運動広場	1
のぞみ野サッカー場	1	社会福祉センター	1

（４）平川地区

	平成２６年度	地区人口の構成比	全市に占める割合	平成２１年度	※
人口（人）	12,132	100.0%	19.8%	13,001	▲ 869
0～14 歳	1,227	10.1%	14.5%	1,514	▲ 287
内、0～5歳	386	3.2%	12.1%	477	▲ 91
15～64 歳	7,102	58.5%	18.4%	8,077	▲ 975
65 歳以上	3,803	31.4%	26.8%	3,410	393
世帯数／１世帯当たり人口	4,620	（2.6 人）	18.6%	4,511	109

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。　資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

①地区の概況

【平岡地区】

地区の人口は、野里、上泉、三箇、川原井等、各地区に分散しています。東関東自動車道のインターが近く、東京ドイツ村などの民間資本によるレジャー施設が立地しています。地区内には、平岡公民館があります。

【中川・富岡地区】

地区は、横田、百目木などの「中川地区」と滝の口、吉野田などの「富岡地区」から形成されていますが、地区の人口の約５５％が横田地区に集中しています。商業集積は、東横田駅周辺及び国道４０９号沿いに沿道型商業施設が立地しています。地区内には、平川公民館、平川図書館等があります。また、百目木公園は、各種のスポーツができる運動公園として親しまれています。

なお、平川地区では、人口が減少しており、高齢化が進行しています。

②施設の状況

＜児童関連施設＞

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所	2	幼稚園	1
小学校	3	中学校	1
放課後児童クラブ	2	児童養護施設	1
子どもの遊び場	18		

＜文化・スポーツ等の施設＞

名称	設置数	名称	設置数
百目木公園	1	平川公民館・平岡公民館	2
平川公民館富岡分館	1	平川図書館	1
運動広場	2	東京ドイツ村（民間施設）	1

資料４

教育・保育サービスの量の見込みと確保方策

（袖ケ浦市子育て応援プランより抜粋、一部修正）

（１）幼児期の学校教育・保育（平日日中の教育・保育）

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。（子ども・子育て支援法第１９条等）

この認定については以下の３通りとなります。

認定区分	給付内容	施設・事業
○１号認定 満３歳以上の学校教育のみの就学前子ども （保育の必要性なし）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○２号認定 満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前子ども（保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園
○３号認定 満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前子ども（保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園 小規模保育等

■地区別の施設（平成 26 年度）

地区	幼稚園	保育所（園）	認可外保育施設
昭和	市立今井幼稚園	市立福王台保育所 私立昭和保育園	みらいっ子るーむ
長浦	私立袖ケ浦桜ヶ丘幼稚園 私立蔵波台さつき幼稚園	市立久保田保育所 私立長浦保育園 私立白ゆり保育園	房総ヤクルト販売長浦センター（長浦保育室） すみかキッズちば キッズガーデンひまわり保育園
根形		市立根形保育所	
平川	市立中川幼稚園	市立平川保育所 市立吉野田保育所	

（２）これまでの実績

■幼稚園の利用実績（５月１日時点）

市内には市立幼稚園２箇所、私立幼稚園２箇所があります。この３年の入所率は７０％台で推移しており、どの幼稚園も微減微増の横ばい傾向にありますが、市立中川幼稚園は平成２４年度及び平成２５年度には毎年約１０％ずつ入所率が減っています。

単位：人、％

地区	名　称	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		入園	定員	入所率	入園	定員	入所率	入園	定員	入所率
昭和	市立今井幼稚園	197	210	93.8%	194	210	92.4%	188	210	89.5%
平川	市立中川幼稚園	116	210	55.2%	93	210	44.3%	91	210	43.3%
合計（市立幼稚園）		313	420	74.5%	287	420	68.3%	279	420	66.4%
長浦	私立袖ケ浦桜ヶ丘幼稚園	170	200	85.0%	171	200	85.5%	169	200	84.5%
長浦	私立蔵波台さつき幼稚園	237	340	69.7%	227	340	66.8%	257	340	75.6%
合計（私立幼稚園）		407	540	75.4%	398	540	73.7%	426	540	78.9%
市内幼稚園　合計		720	960	75.0%	685	960	71.4%	705	960	73.4%

※私立幼稚園の入園者数は市外からの入園者数も含まれています。

■保育所（園）の利用実績（４月１日時点）

市内には市立保育所５箇所、私立保育園３箇所があります。この３年では、私立白ゆり保育園の定員数が６６人から１２０人へと増加しています。平成２４年度及び平成２５年度には、平川地区の２箇所を除いて、いずれの地区でも入所率は１００％を超えています。

なお、保育所（園）の入所については、年度後半に向けて入所者数が増加する傾向にあります。

単位：人、％

地区	名　称	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		入所	定員	入所率	入所	定員	入所率	入所	定員	入所率
昭和	市立福王台保育所	134	120	111.7%	124	120	103.3%	138	120	115.0%
長浦	市立久保田保育所	137	120	114.2%	126	120	105.0%	117	120	97.5%
根形	市立根形保育所	106	90	117.8%	100	90	111.1%	110	90	122.2%
平川	市立平川保育所	86	90	95.6%	79	90	87.8%	73	90	81.1%
平川	市立吉野田保育所	69	90	76.7%	61	90	67.8%	70	90	77.8%
合計（市立保育所）		532	510	104.3%	490	510	96.1%	508	510	99.6%
昭和	私立昭和保育園	101	90	112.2%	102	90	113.3%	103	90	114.4%
長浦	私立長浦保育園	169	130	130.0%	149	130	114.6%	153	130	117.7%
長浦	私立白ゆり保育園	77	60	128.3%	113	99	114.1%	149	120	124.2%
合計（私立保育園）		347	280	123.9%	364	319	114.1%	405	340	119.1%
市内保育所（園）　合計		879	790	111.3%	854	829	103.0%	913	850	107.4%

※入所者数は市外からの入所者数も含まれています。

※私立白ゆり保育園は、平成２５年９月に定員が１２０人に変更となっています。

（３）教育・保育サービスの提供イメージ

平成２６年１２月現在、市内に認定こども園はありません。本計画の策定に合わせて、市内の幼稚園、保育所（園）に平成２７年度以降の認定こども園への移行についてたずねたところ、長浦地区の私立保育園のみが現在移行を考えていると回答していますが、移行時期が未定のため、現時点では保育の利用を中心とした施設として見込みます。

本市においては、保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用率が定員を下回っている現状となっていることなどから、幼稚園の認定こども園への移行などを推進します。

[新計画策定後の提供イメージ]（定員は平成 27 年度予定のもの、単位：人）

認定	施設	地区	施設名	定員	地区別施設別合計	施設別合計
1号認定 2号認定 の一部	幼稚園	昭和	市立今井幼稚園	210	210	960
		長浦	私立袖ケ浦桜ヶ丘幼稚園	200	540	
		長浦	私立蔵波台さつき幼稚園	340		
		平川	市立中川幼稚園	210	210	
2号認定 3号認定	保育所(園)	昭和	市立福王台保育所	120	330	1000
		昭和	私立昭和保育園	90		
		昭和	私立(仮称)大空保育園※2	120		
		長浦	市立久保田保育所	120	370	
		長浦	私立長浦保育園	130		
		長浦	私立白ゆり保育園	120		
		根形	市立根形保育所※1	120	120	
		平川	市立平川保育所	90	180	
		平川	市立吉野田保育所	90		
3号認定 (地域型保育)	小規模保育	長浦	※2	19	34	
	小規模保育	昭和	※2	10		
	家庭的保育	昭和	みらいっ子る一む ※3	5		

※１：平成２７年度に定員の増加を見込んでいます。

※２：平成２７年度の開設を予定しています。

※３：家庭的保育「みらいっ子る一む」は、平成２７年度については事業を継続する予定です。

（４）ニーズ量の見込みとサービス提供のための確保方策（市全体）

○保育所を中心とした利用について（３号認定、２号認定の一部）

保育所（園）を中心とした利用についてのニーズ量は、各号認定、または年齢について、国により定められた方法を用いて算出しています。このうち、１～２歳児についてはこれまでの利用実績と照らし合わせると、本来のニーズよりも高い意向となっているのではないかと推測されますが、保育所（園）を中心とした利用については、過去の実績を見ると、一部を除いて利用定員を上回る状態が続いており、人口推計からも今後もこの状況が続くと思われます。

昭和地区においては、人口の増加が予想されることから平成２７年度に私立（仮称）大空保育園の開設を予定しています。また、既存施設の定員の見直しを図るとともに、新規施設については、平成３０年度を目途に定員１２０人の保育を中心とした施設の整備を１箇所見込みますが、市民の様々なニーズに対応するため認定こども園についても検討し、その検討結果を踏まえて推進していきます。

なお、今後、平川地区の教育・保育施設の市民サービスの向上や効率的な施設の再編・統合について検討し、その検討結果を踏まえ計画期間内に推進していきます。

○幼稚園を中心とした利用について（１号認定、２号認定の一部）

幼稚園を中心とした利用についてのニーズ量についても、保育所（園）と同様の方法を用いて算定し、過去の利用実績を勘案して見込みを行っています。

過去の実績を見ると、市内の幼稚園の利用率については過去３年のいずれも７割台にとどまっているため、今後の提供量については定員数とします。幼稚園の利用についても積極的に案内し、経過を見ることで次期以降の計画において、ニーズに応じた提供を行います。

多様な市民ニーズに対応し利便性の向上を図るため、既存の幼稚園の認定こども園への移行を推進するとともに、市立幼稚園の定員数の見直しを検討します。

なお、今後、平川地区の教育・保育施設の市民サービスの向上や効率的な施設の再編・統合について検討し、その検討結果を踏まえ計画期間内に推進していきます。

○特定地域型保育事業について（３号認定）

地域型保育は、これまで法的な位置づけが弱い施設がある程度で、保育の利用実績としてはみられませんでした。新制度への移行に伴い、事業の実施を予定している箇所が見られるため、これらの定員数を確保方策として見込みつつ、市民のニーズにきめ細かく対応し、地域における様々な預け方の手段が今後確保されていくよう検討します。

（５）ニーズ量の見込みとサービス提供のための確保方策（地区別）

①昭和地区の見込みと確保方策

◆平成31年度　　単位：人

年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
認定	3号認定		2号認定		1号認定
推計児童数	191	399	584		
ニーズ量（A）	18	205	217	57	211
確保方策合計（B）	21	194	241	68	251
差　（B－A）	3	△ 11	24	11	40

・市の北西部に位置し、市役所や袖ケ浦駅、袖ケ浦ＩＣがあり、また、市内の中心地域ですが、現在、袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業が進んでおり、４地区で唯一今後社会増が見込まれ、特定教育・保育施設の充実が必要な地域です。

・幼稚園が１箇所、保育所（園）が２箇所ありますが、土地区画整理事業に伴う人口増加が予想されており、平成２７年度に私立大空保育園が開設されました。今後の利用実績の推移や人口の増加を見極め、平成３０年度を目途に保育を中心とした施設の整備を１箇所見込み、今後のニーズの増加に備えます。また、０～２歳児の待機児童対策として小規模保育を促進します。

・長浦地区の保育所（園）や幼稚園を利用している方も見られ、西側は木更津市に隣接しているため、一部は木更津市の施設（保育所等）を利用するなどの傾向がみられます。

②長浦地区の見込みと確保方策

◆平成31年度　　単位：人

年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
認定	3号認定		2号認定		1号認定
推計児童数	192	433	764		
ニーズ量（A）	19	222	283	73	276
確保方策合計（B）	23	210	316	88	328
差　（B－A）	4	△ 12	33	15	52

・市の北東部に位置し、小学校区では長浦小学校と蔵波小学校の範囲にあたるため人口は４地区で最も多く、北部の海岸沿いは工業地帯となっています。

・ニーズ調査では、事業所が多いためか、定期的な教育・保育事業の利用の設問で幼稚園と認可保育所を除いて事業所内保育施設への回答が最も多くなっています。また、協力者の状況では「いずれもいない」との回答が４地区で最も高く、家族や地域のつながりが少なくなっていることが推察されるなどの課題を抱えています。

・幼稚園が２箇所、保育所（園）が３箇所あります。今後のニーズの増加に備えるため、現行の提供体制を充実させるとともに、０～２歳児の待機児童対策として小規模保育を促進します。

③根形地区の見込みと確保方策

◆平成31年度　　単位:人

年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
認定	3号認定		2号認定		1号認定
推計児童数	26	76	131		
ニーズ量(A)	3	39	49	13	47
確保方策合計(B)	3	36	54	15	56
差 (B－A)	0	△ 3	5	2	9

・市の東部に位置し、昭和３０年までの根形村が由来、その後袖ケ浦町（当時）に編入する際、平川町（現在の平川地区の一部）が独立した経緯があります。人口は４地区の中で最も少なくなっています。

・ニーズ調査では、日常的に祖父母等の親族が見てくれるとの回答が４割台と高く、また、地域子育て支援事業への利用意向が高い傾向にあります。

・保育所が１箇所ありますが、人口の規模も一番小さく、今後大幅な増加も予想されていないため、ニーズ量の増加には定員数の変更を検討します。

④平川地区の見込みと確保方策

◆平成31年度　　単位:人

年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
認定	3号認定		2号認定		1号認定
推計児童数	48	99	203		
ニーズ量(A)	5	51	76	20	73
確保方策合計(B)	5	47	84	24	87
差 (B－A)	0	△ 4	8	4	14

・面積の広さに対し人口は４地区中３番目であり、かつ、減少傾向となっています。根形地区の施設の利用も見られますが、保育所が２箇所、幼稚園が１箇所あります。

・母親が「パート等」で働いている割合が他地区より高く、そのため幼稚園よりも保育所を利用しているとの回答が他地区よりも高いことから、教育・保育施設の市民サービスの向上や効率的な施設の再編・統合について検討し、その検討結果を踏まえ計画期間内に推進していきます。

資料５

袖ケ浦市子ども・子育て支援会議条例

（設置）

第１条　本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項の規定に基づき、袖ケ浦市子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1)　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。

(2)　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。

(3)　市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。

(4)　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。

(5)　本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

（組織）

第３条　子育て支援会議は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　関係団体に属する者

(3)　教育関係者

(4)　保育関係者

(5)　事業主

(6)　労働者

(7)　子どもの保護者

(8)　市民

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　子育て支援会議に、委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て支援会議の会議（以下この条及び第８条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　子育て支援会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の公布以後、初めての委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成２７年３月３１日までとする。

（袖ケ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　袖ケ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４６年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２７年条例第１３号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

袖ケ浦市子ども・子育て支援会議　平成２７年度の予定

１回 Ｈ２７年 ６／２６(金)	議題 （１）子ども・子育て支援施策について
２回 Ｈ２７年 ９月下旬	議題（案） （１）子育て応援プランについて （２）意見交換
３回 Ｈ２７年 １２月上旬	議題（案） （１）次世代育成支援後期行動計画推進状況報告 （２）小規模保育事業について
４回 Ｈ２８年 ２月上旬	議題（案） （１）子育て応援プランについて